

再度確認
しましょう！

居宅介護支援に係る特定事業所 集中減算の適正な適用について

介護保険最新情報Vol.1304（令和6年8月13日）において
「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について」が
発出されました。
今回、改めて算定のポイントをまとめましたので、再度確認し
適正な算定をお願いいたします！



一般社団法人 日本介護支援専門員協会

特定事業所集中減算

まずは、算定の
基準を正しく
理解しましょう。



前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与又は指定地域密着型通所介護（以下、「訪問介護サービス等」という）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて月200単位を減算する。

但し、正当な理由がある場合についてはその限りではない。

正当な理由とは？

必ず事前に
保険者に確認
しましょう！



- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合
- ⑥ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

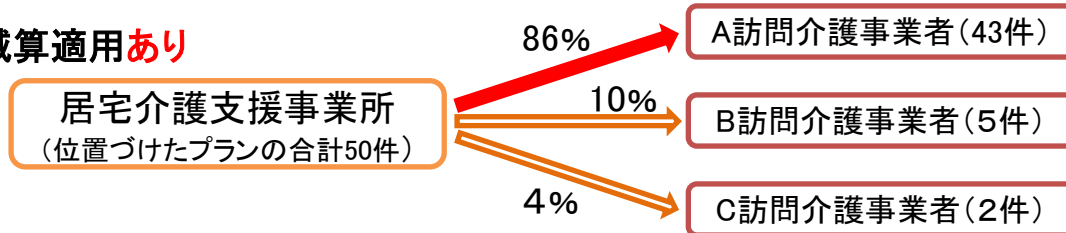
具体的な算出方法について

まずは、算定の
基準を正しく
理解しましょう。



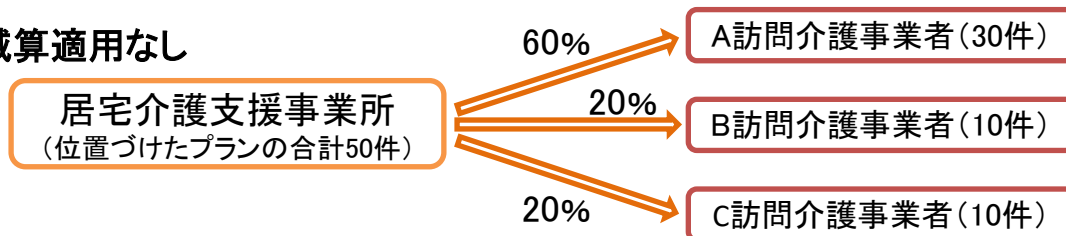
居宅介護支援200件中、訪問介護を位置付けた ケアプランの合計50件の場合

減算適用あり



A事業所への集中割合が86%となり、集中割合が80%を超えているため、特定事業所集中減算が適用される(減算適用期間のすべての居宅介護支援費(200件)において、1件につき200単位が減算)

減算適用なし



いずれの法人も集中割合が80%を超えていないため、特定事業所集中減算は適用されない。

具体的な算定例

訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、それぞれの訪問介護サービス等について、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算する。

計算式（訪問介護の場合）

訪問介護サービスの
紹介率最高法人を位置
付けたケアプラン総数

訪問介護サービスを位置
付けた居宅介護支援事
業所のケアプラン総数

=

80%超えの場合
減算

具体的な算定例

例えば、居宅介護支援事業所全体で訪問介護を30ケース利用。
通所介護を35ケース利用した場合、

A法人が提供した訪問介護
(紹介率最高法人)を位置付けた
ケアプランが25ケースの場合

=

83%になり減算

訪問介護を位置付けた
ケアプランが30ケース

B法人が提供した通所介護
(紹介率最高法人)を位置付けた
ケアプランが15ケースの場合

=

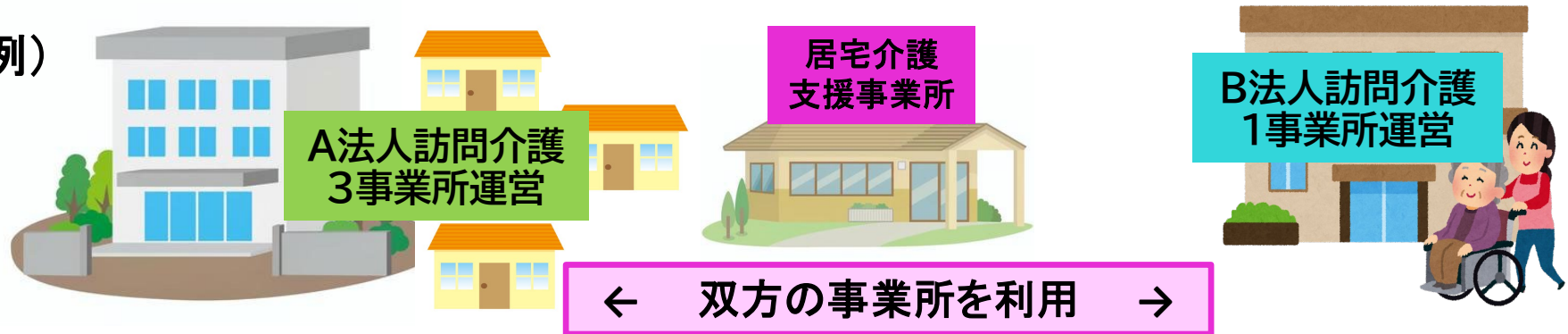
43%で該当ではないが、訪問介護で
減算に該当のため
減算が適用される

通所介護を位置付けた
ケアプランが35ケース

今回の事務連絡で指摘があった事例

同一法人で提供される訪問介護サービスを数か所利用しており、本来は法人数1としてカウントすべきところを、事業所数でカウントしたため、集中が分散された(不適切なカウントの仕方での報酬返還になった)。

(例)



A法人の3事業所を位置付けた
ケアプラン数は18ケース
(1事業所を6ケースごとで利用)

B法人の1事業所を位置付けた
ケアプラン数は7ケース
紹介率最高法人とみなした

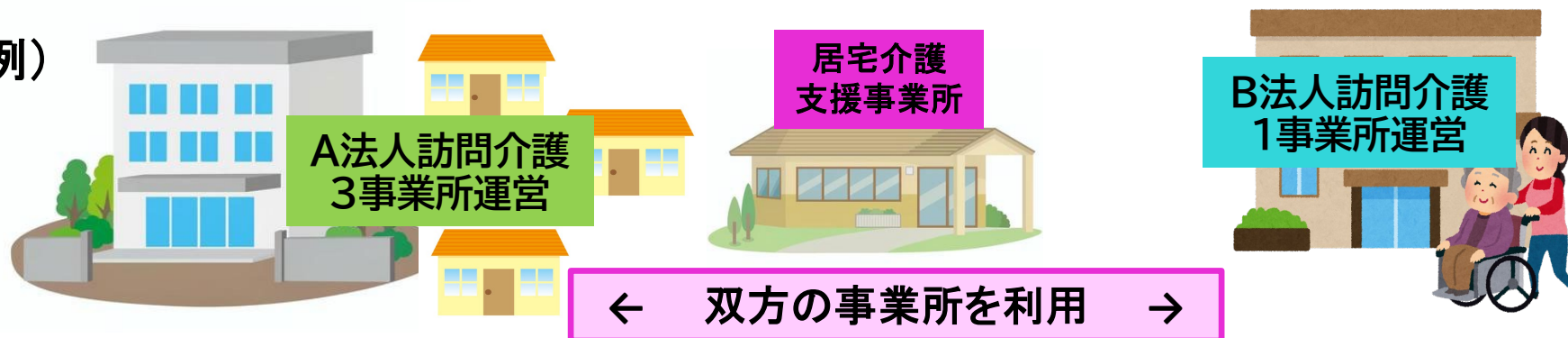
居宅介護支援事業所全体で訪問介護を位置付けたケアプラン数は
20ケース。(※うち5ケースは双方の訪問介護事業所計10か所を利用)

本来の計算:A法人の18ケース÷20ケース=90%で減算適用
誤った計算:B法人の 7ケース÷20ケース=35%で適用外と判断

今回の事務連絡で指摘があった事例

また、複数の訪問介護事業所を利用したケースについて、訪問介護事業所ごとにケアプランを1カウントしたケースも見受けられた。

(例)



居宅介護支援事業所全体で訪問介護を位置付けたケアプラン数は20ケース。うち5ケースは双方の訪問介護事業所計10か所を利用

ケアプラン数は5とカウントするべきところを10とカウントしたため分母が増えて誤って減算適用外と判断した事例もあった。

本来の計算:A法人の18ケース÷20プラン=90%で減算適用

誤った計算:A法人の18ケース÷25プラン=72%で適用外と判断

適正な算定を行い、公正・公平・中立
かつ質の高いケアマネジメントの実践を
心がけましょう！



一般社団法人 日本介護支援専門員協会